

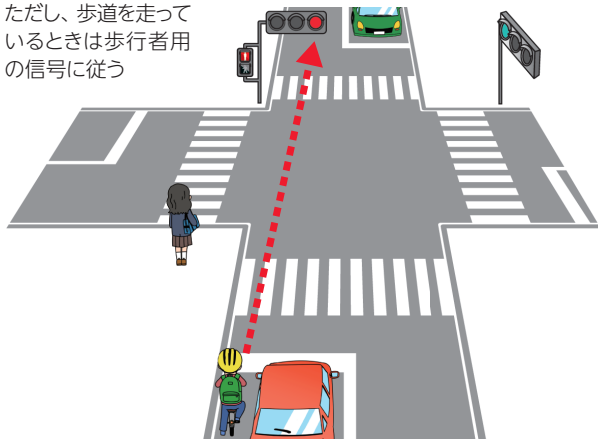
## 自転車利用者の皆さんへ

もう一度確認してみましょう

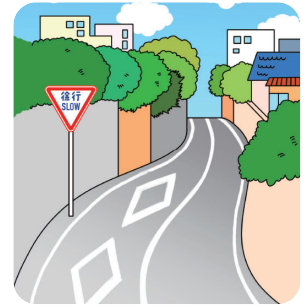
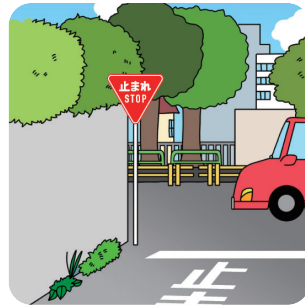
# 守りましょう! 自転車の交通ルール

### 「歩行者・自転車専用」の表示がない場合 車両用の信号に従わなければいけません

ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う

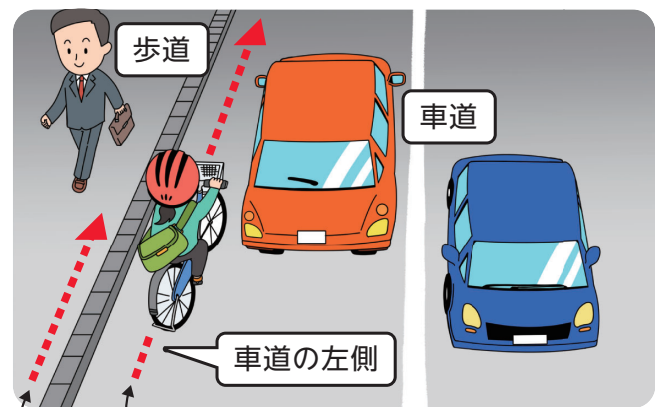
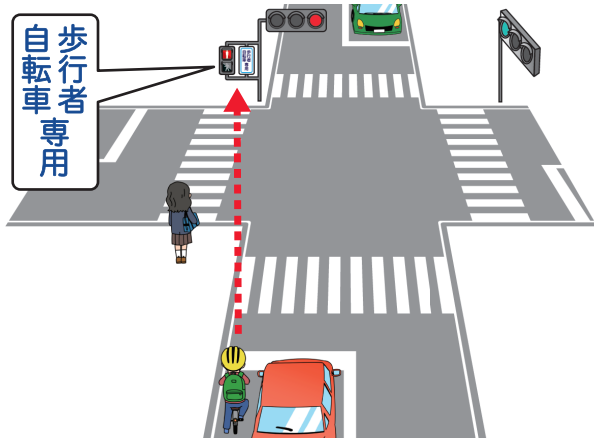


道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに停止できるような速度で通行するなどして、安全を確認しなければいけません



車道と歩道の区別のある道路では、原則として、車道を通行しなければいけません

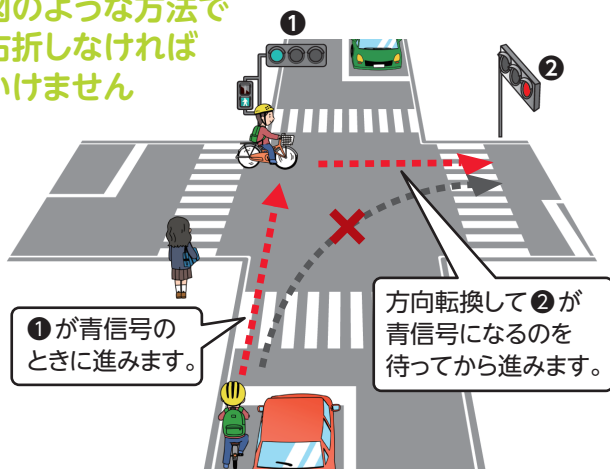
### 「歩行者・自転車専用」の表示がある場合 歩行者用の信号に従わなければいけません



車道を通行するときは、左側を通行しなければいけません。

歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

右折する場合は、  
図のような方法で  
右折しなければ  
いけません



①が青信号のときに進みます。

方向転換して②が青信号になるのを待ってから進みます。

### 歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができるとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

